

# 聾マイノリティと人権

## － 手話コミュニケーション論からの定義の試み －

渡邊政憲\* ・ 野崎美智代\*\*

### 前置き

本稿はある講習会で筆者が数回に分けて話した内容を書き言葉に改め、多少のテキストを増減させたものである。論考の表題を『聾マイノリティと人権』としているので、「聾者という少数派(マイノリティ)の人権」を主題とするものであるが、そのアプローチはおそらく読者が予測されるものとはかなり異なるであろう。副標題に『手話コミュニケーション論からの定義の試み』としている趣旨を若干補足しておきたい。本稿には「人権」とは一見関係が薄いように思われる「聾」の歴史過程や手話言語学の手法が紙幅を費やしているが、それらは少なくとも筆者の視点からは「聾者の人権」を歴史的、言語学的に跡付けたり補強したりするためには避けて通れない「人権」の媒介項なのである。そして、これらの媒介項は「聾者の人権」、一般的には「聴覚障害者の人権」となるであろうが、それを説くときに従来はほとんど顧みなかった性質の付加価値なのである。もし本稿に新奇さがあるとすれば、そういう付加価値の媒介項を通して、「聾者の人権」を考察したことに存すると思われる。

筆者は「聴覚障害者」という言い方をほとんどしない。しないだけの教育・研究哲学を堅持しているからである。その理由は本稿の全編を通して浸透していると考えるのでここでは敢えて言葉を足さないことにする。そもそも、筆者にとり「聾 deaf」の捉え方が障害児教育を専門とされる研究者とは相当に異なると思われる。確かに、「聾」とは聴覚障害のため、外界の音が聞こえない状態を言う。聾を科学的に定義するにはデシベル decibel という音響単位を導入しないとイケない。しかし、筆者が唱える手話コミュニケーション論において、科学的定義は枢要な位置を求めない。むしろ、筆者は聾の人間、「聾者」と呼ぶのであるが、手話が自然言語 natural language である者、手話が第一言語 first language である者を聾者と自己定義している。しかし、この定義は独断的なものではなく、世界の手話言語学や手話コミュニケーション論の領域では広く共有される自明の理に属する。その意味では、筆者は難聴者と聾者の定義さえも敢えて無関心であると言っておこう。即ち、デシベルと関係なく、手話を自然言語もしくは第一言語として使用する人間を「聾者」と定義している。従って、科学的医学的な定義における聾者の中に手話ではなく音声言語 spoken language を己の一義的なコミュニケーション手段としている人がたくさんいる、むしろ、過半数を占めるかもしれないことを十分に知っているにもかかわらず、筆者の考えるある理念、想念、世界観、言わば研究哲学、教育哲学に則って「聾者」を定義していることを自覚している。

\* 鳥取大学教育総合センター（手話コミュニケーション論専攻）

\*\* 共同研究者（生来聾）

## マイノリティ差別

講演ではここでいきなりドイツ語と手話の両方をするのであるが、これは筆者がその両方を専門領域とするからである。しかし、本稿では手話の方は省く。そこで、論旨を進めるために、ここで同じ意味になる手話の文を以下のドイツ語に続けて動作をしたと仮定していただきたい。

Die Gebärdensprache ist eine menschliche Sprache Gehörloser zur Kommunikation.

Sie lässt sich als der Lautsprache Hörender ebenbürtig bezeichnen.

ドイツ語（と架空の手話）がわからないのが一般ではないかと思う。上記のドイツ語がわかる人は相当の知識を持っている人である。つまり、わからない理由はドイツ語と手話を知らないからである。「知らない」ということに3つ意味があると考ええる。「敬意」と「反発」と「無関心」である。無関心をここでは考えないことにする。例えば、英語を上手に話す人がいる。我々はその人をすごいと思って敬意を払う。しかし、他方では、英語を話せるから何だと反発する人もいる。反発とは自分の無知の自覚や劣等意識の裏返しであり、プライドが傷つけられた思いでもある。

聴覚に障害を持ち、聴こえる人（「聴者」と今後は表記する）が使う言葉（「音声言語」と今後は表記する）ではなく、手話をコミュニケーション手段にする聾者に対して、聴者の歴史は敬意よりも反発をしてきた。反発は「差別」「軽蔑」「いじめ」の感情として表れたとレーン Harlan Lane を代表に、多くの評論家が言っている。しかし、聴者の大多数は手話と聾者に対して差別、軽蔑、いじめの心はないと思っている。しかし、人類の歴史は聾者と手話に対して敬意よりも反発をしてきた。つまり差別してきた。その差別の歴史は何冊もの本によって書かれている。<sup>(1)</sup> 聴者の差別の歴史を体現する言葉がよく引用される。それはアリストテレスであったりアウグスチヌスとかであったりするが、影響度から見て最大のは新約聖書の第10章17節にある聖パウロの手紙の一節である。『信仰は聞くことによるのであり、聞くことはキリストの言葉から来るのである。』<sup>(2)</sup> 「聞く」とか「言葉」とか（ドイツ語版では hören や Wort）、手紙は聾者がキリスト教徒になれないという考え方として西洋世界ではずっと受け継がれてきた。今日、欧米でカトリック聾牧師会という団体が各国にある。牧師が聾者のために手話通訳や慈善活動をする組織である。音楽コンサートを開催したり、手話劇の台本を自分たちで書いて、聾者と聴者が共同で演劇をする舞台を提供している。筆者はドイツ・フランクフルトのカトリック聾牧師会（通称 Pax）にアマンドゥス神父 Pater Amandus をはじめ、知人がいるので参加したことがある。全国紙でも毎年紹介される催しである。こうした活動はキリスト教が聾者を差別してきたことに対する自己懺悔から始まった人権擁護運動である。

しかし、聾者や難聴者を差別して人権を損ねているのは何よりも行政面であろう。日本の法律で、耳や目や知能に障害がある人が、ある職業に就くことが「不適格」とであるとみなす欠陥条項がある。障害者の中には普通の人よりも欠陥条項の職業に適格である人がいるのに、それを一律に定めた法律は人権にかかわる。また、聴覚障害の人が普通の学校に行きたいと思っても容易でない就学基準がある。聾学校の対象者は過去には次の2点を定めていた。1つは両方の耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの、2つは両方の耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうちで、補聴器の使用によっても通常の話し声を理解することが不可能、または著しく困難な程度なのは聾学校に行く対象者であった。しかし、補聴器の進展、人工内耳の開発、そして障害児童の教育指導によって、デシベルだけで人間を判断することに疑問がでてきた。平成14年4月24日付けで『学校教育法施行令の一部を改正する政令163号』が公布され、次官通達や教育局長通達等によって具体的な文言として施行された。改正の趣旨は聴覚障害者の個性を重視する姿勢が貫かれている。両方の耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通

常の話し声を理解することが不可能、または著しく困難な程度のもは聾学校に行く対象者となった。改正にあたって、一人一人の障害環境が考慮されて聾学校と普通学校の選択が決められるようになったと言える。しかし、行政面の改善は進んでも、我々が内心に持つ「反発」と言う差別は消えることなく歴史を刻んできた。これは障害者であるとかないとかの次元を越えているだろう。人間は自分とは違ったものを忌み嫌い、それを避ける行為の歴史を重ねてきた。筆者（渡邊）自身も例外ではない。交通機関に乗り、筆者の前に自分とは違う人が座ったとき、それが欧米人ではなく、アジア・アフリカの人や障害者であれば、そのときに筆者は顔をそむけ、席を変えようとする自分を過去に何度も見出してきた。「敬意」からそう振舞ったのではなく、自分とは違うものに対する「恐れ」から。恐れというのは自分と同じ多数の人間とは違うマイノリティに対する感情なのである。

筆者は大学の講義でよく一枚のスケッチを見せる。その絵はドイツの友人に寄贈してもらったのであるが、手話を使う聾者の手をハサミや鞭でいじめている様子を描いた絵である。絵の下に、『この世に二人の聾者がいる限り手話は消えない』とある。絵は昔の絵ではなく、つい百年前の1910年に描いたものである。手話は欧米において、1880年以前はよく使われていた。アメリカでは聾者だけが学ぶ学部がリンカーン大統領の署名によって、1864年6月開校した。1986年に米国連邦議会法によってギャロデット大学 Gallaudet University と改名された。1864年の式典に招待されたローラン・クレール Laurent Clerc はパリで創設された世界最初の聾学校であるパリ王室聾学校の生徒であった。創設者のド・レペ神父 Abbé Charles Michel de L' Epée の後を継いだシカール Roch-Ambroise-Cucurron Sicard のもとで研鑽を重ね、その聾学校の先生になった。クレールはやがてアメリカのギャロデット Thomas Hopkins Gallaudet の涙ぐましい努力の結果、アメリカにわたった。今日、クラーク Clarke と発音されるのはフランス語を英語書きした結果であるが、クラークなくしてギャロデット大学は誕生しなかったであろう。

## 口話法の強圧

こうして、先輩格のフランスでも、アメリカでも、手話による教育が18, 19世紀はなされた。1880年といえば、フランスに市民革命が起り、普通の市民が世の中の主人公となった時代から90年も経過している。日本は明治時代が幕開けしている。従って、1880年頃に手話が現在のように使われていたことを我々は不思議とも何とも思わないであろう。ところが、1880年にイタリアのミラノで聾教育世界会議が開かれ、手話の禁止が決議された。この決議の伏線となったのは、1878年のパリの聾児現況改善国際会議である。手話教育法が盛んになった時代背景を前にして、口話法 (oral method, oralism, oral teaching techniques 等と英語で表現される) も正当なる教育法だという声が高まった。口話法はすでにドイツのハイニケ Samuel Heinicke がライプツヒに世界最初の口話法による聾学校を1778年から始めていて、手話法のドレペと建設的な論争をした。手話法のことを「フランス法 French Method」、口話法のことを「ドイツ法 German Method」と呼ぶのはフランス人のドレペとドイツ人のハイニケを背景にしている。ハイニケが口話法の父と呼ばれるあまりに、迷妄な口話法を唱えて、手話を全面的に認めなかったかのように誣告する研究者がいるが、これは間違っている。ハイニケは手話も認めていたし、逆にドレペは口話法を聾学校で導入した。学者の中には自己の戦略のために現実を自分の方向へ解釈し直すという人がいるが、正しく文献を読み事実に即して研究することが研究態度の要諦であろう。

手話法と口話法の境目にあった1880年前後の時期を正確に見ておくことは非常に重要である。日本での紹介はあまり多く見られないように思われる。手話法と口話法をめぐる緊迫した状況を見る

のに最も適した国がイタリアである。ペトロ Die Petro によって 1784 年、ローマに聾学校が設立された。シルヴェストリ Tommaso Silvestri による 1788 年のナポリの聾学校がそれに続いた。イタリアは先輩格のフランスに劣らぬ手話教育法をいち早く導入したのである。というのも、シルヴェストリはドレペの弟子であった。ペトロとシルヴェストリの二人が主導して、1801 年にはアサロッティ Ottavio Assarotti によってジェノバでも聾学校が設立され、この学校はイタリアの手話教育を強力に推進した。ドイツ語圏地域が口話法の広がりを見せていたときに、フランスとイタリアは手話法を推進したわけであるが、さらに手話法の聾教育における一層の充実に貢献したのは、それから 70 年後にシエナに聾啞者施設を設立したペンドーラ Tommaso Pendola である。彼は 1872 年に論文を発表して手話法推進のために聾教育者会議の開催を唱え、1873 年に彼の議長のもとで会議が開かれた。ところがその会議は思惑通りには進行しなかった。会議は口話法の声音が響いたのである。これを唱えたイタリア人フォルナッシ Pasquale Fornassi は、先鋭的な口話主義者であったドイツのヒル Friedrich Moritz Hill の友人であった。彼はシエナ会議で聾教育には音声言語を授業の手段とすることを提唱した。奇しくもこのシエナ会議を境にイタリアは口話法に舵を切り始めた。しかし、ヨーロッパの各地で勢力をつけ始めた口話法であったが、手話法は決して排斥はされなかった。それどころか、聾教育に科学的に対処しなければならないという機運が高まっていた。それまでの聾教育はわずかばかりの聾学校で実施され、科学的な方法による手話法とは言えなかった。ドレペの功績は偉業であるが、彼の方法は手話と口話の両方を用いるものであった。その手話も音声対応手話であった。従って、聾者として人類史上に燦然と輝くクレールが各国を巡回して、絶賛を浴びたのは、その手話の能力ではなく、口話にずば抜けて優れていたことを我々は知っておかねばならない。ただし、そのすぐれた能力が手話法の併用によって獲得されたことを口話法主義者が看過しているところにこそ問題があると筆者は思っている。

科学的な教育法の提唱をアピールしたのが、1878 年 9 月 23 日から 30 日までにパリで開催された聾啞児現状改善国際会議であった。<sup>(3)</sup> ヴェセ Léon Vaisse を議長に 27 名が参加した。うち 23 名は地元のフランスからで、不思議なことに口話法を推進したドイツの姿は見当たらなかった。会議の決議は以下のものである。聾啞者の数、年齢、教育環境を調査すること、そのためには各国の聾共同体の実情をつかむために学校や聖職者にアンケートの手紙を送付することが提案された。聖職者という意味は宗教関係者が聾者難聴者、さらには視覚障害者のための慈善事業をしていたからである。また、会議の特色は医学的な性格を持つことであった。聾の原因究明が主張され、そのためには医学の協力が欠かせないとして、大学に耳鼻科の講座創設を呼びかけ、そのカリキュラムの立ち上げを求めた。声明文の行間には「聴覚障害者」というのはネガティブな人間であり、ネガティブな本性を正すことが医学的に求められてしかるべきだという考えが潜んでいるように思われる。しかし、だからといって聾者難聴者を劣等視したのでは全然ない。声明文は意外なほど穏便穏健な姿勢を打ち出している。聾者が聴者と本来同じ知的レベルを有する人間であると認めて、その知性を引き出し展開させるための教育の養成の方法を訴える。聾者難聴者を知能が先天的に劣ったものという差別意識から会議が見なかつたことは特筆すべきことである。聾者を教育するには現行のような普通学校での、今風の言い方をするとインテグレーション型教育ではなく、聾者用の教育施設を作り、専任の教師を育成すべきであるとされた。教育施設とは聾学校を示唆するが、決議文には「聾学校」という表現はなく、ここに手話法の聾学校に対する異議が暗示されている。注目の教育方法について、決議は次のように述べる。『熱心なる長時間の討議の末に会議は宣言する。自然な手指法は先生と生徒との意思疎通の第一手段であることは認めるにしても、発声法は手指法よりも争う余

地がないほど優先して使用されるべきであり、発声法はヨーロッパ全諸国のみならずアメリカでさえも実施している経験に裏付けされている。そのような明瞭な原理を等閑視することはなされてはならぬことであるが、しかしなお、聾啞者が若い時期に世間に無視され、その結果、音声言語を身につける時間が与えられずにいた現況を鑑みて、自然な身振り言語を手段として彼らが必要最低限の知識を修得することは可能である旨を会議は宣言するものである。』<sup>(4)</sup>このように決議書を選択して、2年後のイタリアでの第2回会議までに聾教育制度の抜本的で学問的な改革を主張して閉幕した。この決議は手話法と口話法の論争に対して、決定的な一里塚となった。事実、それ以後の趨勢は口話法へと流れていく。

そのイタリアでの会議というのが1880年のミラノ国際会議である。パリ会議以来、手話法と口話法の教育論争が激化していた。しかし、会議の前から口話法の採択はなされたのも同然であった。正式名「聾啞教育者国際会議」は9月6日から11日まで開催された。議長にベルギーのホセ卿 Graf Belgiojoso を選出した口話法擁護派が麾下に集めた出席者164名のうち143名はフランスとイタリアの口話法主義者で占められるほど、事前の寝回しに抜かりがなかった。また164名のうちなんと163名が聴者であり、聾者はアメリカのコロンビア州にあるケンドール聾学校の校長デニソン James Dennison の1人だけであった。全体動議は158対6で可決された。決議に反対した6名のうちの5名はアメリカからの参加者全員であった。ギャロデット大学の創設者と言えるエドワード Edward Miner Gallaudet、兄のトーマス Thomas、それにピート Isaac L. Peet は名が知られた教育家であった。ピートはハーヴェスト Harvest. P. Peet の息子である。父はアメリカの聾運動、ひいてはギャロデット大学の創設に貢献した教育家であり、名門のニューヨーク州立聾学校の校長を38年間も勤めた。息子は父の後を継いで校長になった。

聾者を苦患の谷に突き落としたミラノ会議であったが、筆者は客観的に会議を説明しておこうと思う。そこには会議が教育的な権柄一色では必ずしもなかった事実をきちんと報告したいと思うからである。通説とは違うニュアンスを報告するにただけの出席者を会議は招待していた。例えば、ランベール牧師 Abbé Lambert は高名な聖職者であり、聾者のための慈善活動をしていた人である。また、先述したペンドーラ Pendola もいたし、マドリッド、チューリヒ、ロッテルダム、ロンドンなどの定評ある聾教育施設を持つ都市からの指導者もいたわけで、素人のような浅薄な愚論がなされたわけではないのである。

会議は5点を討議の俎上に乗せた。第一点は、音声言語が手話に対して本質的に優先されるべきこととは何なのかである。これは手話を1つの伝達手段として認めていたことを示すものであり、会議は聾者難聴者の教育はどうあるべきかの「学問(科学的)」な探求しようとする基本認識に基づいていた。しかし、決議後の現実の様相は「非学問(非科学的)」であった、手話法を急進的に排斥追放したという現実が会議の性格とは本来は異なっていたわけである。しかし、人間の歴史はしばしば「学問」とその「外の現実」に大きな隔たりを示すものである。2点目は、「純粹口話法と混合方法」という名称の原理的な相違とは何なのかである。当時は100%口話法で教育する方法論を「純粹口話法 *méthode orale pure*」と呼び、口話と音声対应手話の両方を活用することを「混合方法 *méthode mixte*」と呼んでいた。フランス語で呼ぶのが主流であった。このようにすでにして、手話だけの教育とか聾者の伝統的な手話とかはそもそも話題にされていなかった。これは手話法を唱えた人達においてもそうであったという事実を我々は知っておかねばならない。3点目は、「自然な手話と方法的な手話の境界はどこにあるのか」である。「自然な手話」とは聾者の伝統手話であり、「方法的な手話」とは音声対应手話を指すと言える。これは今日でも我々に突きつけられた本質的な問い

である。20世紀末から21世紀になって、流れはむしろ逆の姿、つまり、「自然な手話」のみが手話であり、方法的手話は手話でないという考え方が唱えられたし、主唱されている。これではミラノ会議の問いかけに学問的に論駁することなく、「自然な手話」と「方法的手話」は違うと叫ぶだけであり、その姿勢は筆者には賛同できない。自然な手話と方法的手話の二者択一の是非が客観的即物的に言語学上試みられているとは筆者は管見にして知らない。<sup>6)</sup>

4点目は「聾学校を卒業して以降、聾啞者が口話を忘れてしまう不安」であり、また、「聾啞者が普通の聴者とのつきあいで音声言語よりも手話を優先する不安」である。そして、この不安が事実であるとすればその原因はどこにあるのかという議題である。5点目は教育に関するテーマであり、「聾啞者の教育はどこでなされるべきなのか。知識教示のレベルの高い授業に聾啞者はついていけるのか。聾啞者向きの施設や普通学校の中に特別クラスを設ける是非はどうなのか。その際の正規の聾教師はどの程度活用できるのか、普通学校にいる教師や大学の研究者はどの程度活用できるのか」という問いであった。これは今日においても即答できないアポリアである。5つの問題提起そのものは真摯なものであり、ミラノ会議が手話の排斥、追放のセレモニーだけに終始したのではないのである。例えば、一日の討議の後には「実験」が試行され、地元ミラノの聾者を会場に招き、彼らの教育水準を調べた。ただし、それらの試行のために呼ばれた聾者たちは皆が口話法による教育を受けた人達であった。つまり、会議は最初から結論を用意して、それに向かうように進行したということである。

5つのテーマの結論を紹介しておきたい。第一点の音声言語の優先についてはアメリカとスウェーデン代表の反対以外は確認事項とされた。決議文は『聾啞者が聴者の世界で交流して、言語の精神世界により深く浸ることを可能にするには、音声言語が手話よりも争う余地がないほど優れているとの確信のもとで、会議は宣言する、聾啞者の授業と教育において音声言語の使用が手話よりも優先されるべきである。』陳腐な言葉の羅列であるにもかかわらず、動議の可決後、宮殿内は興奮の渦に巻き込まれたと伝えている。例えば、可決の勝利は人道主義と教育学における金字塔であるとの大袈裟な表現もなされた。この動議の可決でもって、口話法は手話法に対して勝利した瞬間を刻んだことになる。聾教育史にとり徒爾にして深刻な重要決議となってしまった。第2点と第3点の決議は以下である。『口話、読話、言葉の明解な理解、以上の3つが損なわれるような欠点を随伴することになる手話と音声言語の同時使用の是非を考察した結果、会議は宣言する、純粹発声法（筆者注：純粹口話法）が優先すべきである。』第4点の聾啞者に音声言語を習熟させる方法に関して、次のように決議が可決された。2つ述べているが、一点は、『口話ができる聾啞者に対しては、彼らが日常言語を習得する効果的手段は直視方法の活用である。その直視方法とはまず事物の単語、続いて、事物と行動振る舞いを説明した言葉を実際に聾啞者の目の前に提供することで教えることである。』2つは、『知的レベルが劣る聾啞者に対しては、実例とその実践練習を通して、音声言語の文法形式に注意を向けるように指導すること、知的レベルが高い聾啞者に対しては、前述の目標を達成するために文法規則を教示すること、ただし、最大限に簡素簡潔且つ明解明白に観察した上でなされるべきである。』第4点の決議は今日の聾学校が採用している映像教育であるが、これは聴者の初等教育でも見られる。つまり、聾教育が聴者の初等教育を中等教育においても実施したことが、むしろ聾生徒の知的水準を発展させなかった遠因であり、その意味で第4点の決議は陳腐な言葉の割には甚大な作用をその後与えることになった。

決議宣言は決して有象無象の輩の言葉とは解釈すべきでない。我々の認識は、会議の批判や迎合ではなく、そのような聾者への知的情報の教授が純粹口話法で可能であるのかが、それから百年の

間に明らかになっていく事実を直視することであろう。宣言がいう目標が達成されていない今日の事実を前にして、なおも口話法で達成できるのかの反省が大事な課題であると同時に、決議事項の中に散見される分析、指摘、提言は今日においてもまだ十分に検討すべき難題を示している。すべての決議事項の文言に自信をもって全否定できる学問的論証を世界は誰もまだ果たしていないと筆者は謙虚に構えることが「ミラノの烏澁」を淘汰する健全な学問的振る舞いであろうと思う。その観点から、ミラノ会議の決議に補足された事項を紹介しておきたい。手話法が口話法より先行してなされた悪影響が口話法の導入を阻害したと口話法主義者は認識していた。従って、会議は補足の提言をする。1つは就学年齢である。口話法を教えるには8歳から10歳の入学時期とすべきであること。2つは就学期間は最低7年、本来は8年が望ましいこと。3つはクラスの受講者数である。純粋口話法を効果あらしめるためには10名以上の授業はしてはならないこと。4つは純粋口話法の教育を段階的且つ漸次的に進めること。「段階的且つ漸次的」という表現の具体として注目されるのは聾の生徒の分離教育を強調した2項目である。1つは聾者も難聴者も残存聴力者も言語障害者も皆一緒のクラスで教育してはならないこと。残存聴力者とか言語障害者とかの名称を聾者難聴者と別に表記していることは当時の聴覚障害者の分類を伺い知る事実として興味がある。2つは、新入生と在生とは同一クラスに入れてはならないこと。純粋口話法で教育を受けて立派に成長した子供は手話によってその後は知識をしっかりと修得させる必要があると述べている。これは手話を全面的に否定したわけではないことを明白に示す傍証である。

ミラノ会議で反対投票したアメリカ代表団の意見を知ることには大事であろう。意見は今日における聾教育の現実にも啓蒙的な意見である。彼らも決して頑迷な手話法主義者ではなかったことを我々は歴史的事実として押さえておきたい。代表団の反対理由はほぼ5点に絞られる。1つは口話法の効用は否定しないが、それは「half deaf」の人達にだけ通用するというものである。half deafを完全聾や生来聾の聾者には有効でないと言う文脈で使用している。2つは、口話法だと聾者の知識教育のスピードが緩慢になり、ないがしろにされるということである。これは今日における口話法の功罪を考える上で至言である。この指摘は百年後の今日、ほぼ立証された。3つは口話法は聾者に不自然な発声をさせ、しかも人工言語のような話法を身につけてしまうというものである。これも今日正しい指摘である。4つはアメリカらしい合理的な理由であり、口話法は高くつくというものである。5つは政治的社会的な鋭鋒となっている。手話法と口話法の教育論争が国家主義的な相貌を呈しているのも、そういう俗世間的な動向に与することはできないから、ミラノ決議を拒否するというものである。これも我々の内部に潜む矛盾を剔抉した見解である。国家主義的な相貌こそなくなったが、集団的個人的な政治目的的、社会観念論的な言論が手話・口話の学問的言論の後ろ盾になっている現況が見られることを筆者は遺憾に思っている。

ミラノ決議を受けた欧米諸国の措置について若干の紹介をしておきたい。その一連の経過は今日の冷めた目から見ると誠に「ミラノの烏澁」の沙汰であった。会議終了ほどなくしてヨーロッパの主要7カ国の聾学校の教師たちが手話を否定して、純粋口話法に「転向宣言」した。手話法の父ドレペを生んだフランスでは1884年9月3日の内務省大臣の通達で手話法に止めをさした。口話法の国家試験1級と2級を導入すること、聾の聾教師は解雇して、すべて聴の教師に交替させ、その教師数を増やす予算措置を講じることである。かくして、フランスではミラノ決議から7年の間にすべての聾の教師が首になった。ドレペが創設した聾学校における聾の教師の追放を痛む校長の別離の挨拶は痛切である。ドレペとその偉大なる弟子であり、生誕百年を迎えたクレールによりヨーロッパのみならずアメリカの聾者に「陰」の代わりに「光」を与えた「聖母教会」のパリ聾学校が手

話を放棄し、聾者を解雇する事態になった、今や口話法は手話に「耳を貸さない」ことになったと校長は述べる。校長は内務省が首になる教師に「名誉教授」の称号を授与する行政措置が唯一の慰めだとして演説を終える。逆に口話法の祖国であるドイツ（当時はプロイセン）はミラノ決議の祝杯をあげる。1884年9月26日、ベルリンでの第一回ドイツ聾啞教育者会議の席上で、文部大臣シュナイダーKarl Schneiderは述べる。『現在96に達した聾教育施設は純粋口話法による喜びの和顔愛語の場となっている。手話は百年の戦いに敗れて敗退した。もはや復帰はありえない。我々はドイツ口話法の榮譽ある名前を高からしめるよう一層の努力粉塵を躊躇してはならぬ。我々はもう一度ビスマルク宰相の対フランスのセダンの勝利を、我々の手でもう一度獲得しようではないか。』演説はいかに政治家のお家芸とはいえ、手話法と口話法の激しかった論争を十分に現代の我々に伝えてくれる妄言であろう。こうして手話法と口話法の決着がつくと手話による教育の絶頂期が終了した。諸説があるが、1840年から1880年までの期間を「聾教育の黄金時代」と呼ぶ。この期間は聾学校の教師の40%程度が聾者であるという。

パリ会議とミラノ会議はそれ自体、純粋口話法を採決してながらも手話法にも一定の理解を示した。しかし、紙に草された「宣言書」なる規約と現実とはしばしば乖離するのが人類の歴史である。聾の教師を学校から解雇することは宣言書にないにもかかわらず現実には過激に進行した。1880年以後、手話法は転落の坂をころげおちた。手話は「猿の言葉 monkey language」と誹謗されるに到る。20世紀に入るとますます口話主義が学界教育界を包み、1900年にパリで開催された第4回聾教育者国際会議で聾教師自らによって口話法のみが聾教育手段であることが決議された。それに出席した聾の聾教師は投票権さえも剥奪されるほどの進行状況であった。この流れを促進した人の代表として我々はやはりベル Graham Bell の名前をあげなければならない。しかし、本稿は紙幅の都合でそれを割愛する。(6)

### 手話の認知

ミラノ会議の決議は20世紀の知性と科学の時代に入るとすぐに廃止されたと誰しも推察するであろう。しかし、現実とは逆であった。何年ころまで決議は現実にも効力をもっていたのか、ミラノ会議のようなきれいな区切りとなる会議と期日はない。これは当然であり、20世紀のはるかに複雑になった時代を迎えて教育界や学界においては組織、協会、団体、連盟が擲比して、それぞれが自己主張をする集团的個別主義が尊重されるようになった。18, 19世紀のように区切りができなくなった。しかし、口話法の決議は少なくとも1980年代までは支配的であったと言える。もっと厳しく評価基準を設けると今日に到るまで、まだ支配的である。それを明らかにする最新の決議書はまた後で紹介する前に、口話法の通弊と手話の再評価をめぐる動きを説明する。しかし、このプロセスはそう簡単に論述できるものではない。莫大な資料を博搜して、それを読み込んでいく作業、それも原典は外国語であるから、その前に立って、それを登攀する知見はそう簡単ではない。

筆者が立つ年代探求のスタートラインは1981年である。この年から国連の「国際障害者年」が開始された。障害者の人間としての人権を確立する上で非常に意義のある取り組みであった。ただし、国際障害者年の運動はその前後から社会問題化、政治問題化してきた公害、環境汚染、平等な人権を直接の引き金として身体障害者や知的障害者に主目標が定められていた。その嚆矢となる1981年、全世界の先頭を切って、スウェーデンが手話を人間の自然言語だと認知して、聾者の第一言語であると宣言した。5月14日にスウェーデン議会で可決された議決文の重要なテキスト部分を訳しておく。『政府のインテグレーション諮問会議は揚言する、聾者は幼少のころより2つの言語を



有する義務がある。それが聾者相互において、また、一般社会においてしかるべき位置を獲得させるものである。2つの言語存在とは聾者にとっては彼ら固有の視覚的手指的な手話を流暢に修得すると同時に、聾者を取り囲む社会におけるスウェーデン語なる言語の修得のことである。』<sup>(7)</sup> 手話の認知は音声言語の修得と表裏の関係になっており、所謂手話の一言語修得を決議したものではない。これは重要なことであるが、欧米における手話の認知は、同時に、音声言語の否定とは結びつかず、音声言語をも同時並行的に学ぶことと結びつくものである。日本は欧米の見解を若干なりとも自我流に解釈して鐘愛している傾向があるので、これは留意しておかなくてはいけない。スウェーデンは言葉で飾るだけではなく、1983年から義務教育の段階でスウェーデンの音声言語と同時にスウェーデン手話を必修として学ぶ教育制度が実施された。『アダムス・ブック』というその後たいへん有名になった学校教材は聾の児童にはバイブルのような存在になっている。これを作成したクリステルソン Gunilla Christersson、挿絵を担当したリント Kajsa Lindh は世界各地で講演している。1985年、ユネスコが「聴覚障害児教育の諸方法に関する協議会報告」というレポート文書で手話を言語と公認した。1988年6月17日、当時の欧州連合(EU)は加盟国に手話をマイノリティ言語として承認するように決議した。マイノリティ言語という表現で正式の議題に上ったのはこれが初めてである。欧州連合のような政治組織が手話という文化の政策に関する政治提言をすることに、やはりヨーロッパの知性があると筆者は感心する。EU加盟国が拡大され、旧共産圏諸国が加盟していくにつれ、決議宣言は推敲された。旧共産圏諸国の聾教育はその実態が明らかになるにつれ、劣悪なものであったことが判明した。筆者が5、6年前、フランクフルト大学のシンポジウムで旧共産圏諸国の聾政策を擁護した発言をすると嵐のような反撃を受けたことを身にしみて体験した。そこにいたポーランドとチェコの聾者は私に「無知の学者」と激しく怒ったほどであった。そういう背景があるために、拡大した欧州連合は、1998年11月12日、欧州議会にてB4-0985文書として改めて決議した。決議文には「記号言葉 sign speech」である手話が聾者の「自然な言語 natural language」であることを明確に打ち出した。

その10年前の1988年3月7日、ギャローデット大学でストライキが起こった。ストは一週間続いたが、きっかけは第7代学長にジンザー Elisabeth Zinser が選出されたことへの抗議であった。交渉の結果、ジンザーは3日間で学長の職を辞して、後任にジョーダン Iving King Jordan 文理学科部長が就いた。彼は初代の聾の学長となった。聾者の大学で聾者がスト行動をするというのはセンセーションを巻き起こした。この運動、それは“DPN”というスローガンとなって定着したが、DPNとは Deaf President Now (今こそ聾の学長を) のことである。抗議運動の文献は豊富にあるのでこれ以上は割愛する。

1990年7月26日、米国議会は「アメリカ障害者法 Americans With Disabilities Act」を制定した。全部で514項目にわたるきめ細かい規定は人類史上最も画期的な法律として評価されている。実に細かいもので、例えば、第401項は聴覚障害者に対する電信電話サービスのことを規定しているが、罰則を含め非常に科学的に規定している。さらに同年の1990年、ギャローデット大学と並ぶ権威あるロチェスター Rochester 大学の町で聾教育国際会議が開催された。この会議はミラノ会議を正式に批判否定する議題を取り上げて、手話の完全復権を獲得した会議として定評がある。1993年、ストックホルムで開かれたバイリンガル聾教育国際会議で手話が言語として認知されたが、この時期になると、表題の「バイリンガル」に表れるように、言語の第一言語と第二言語の修得、つまり、バイリンガル教育が聾教育にも導入されるべきことが主張され始めた。バイリンガルというのは、一般には中南米の人がアメリカに帰化した結果生じる言語の二重性をめぐる位相であるが、

それが聾者と手話と音声言語の三角関係にも及んできたわけである。こういうことがおおよそ言えよう。1990年代になると、ミラノと反ミラノの平衡を保つ考え方が議論され始めたということである。純粋口話法の欠点欠陥を批判是正するだけでなく、純粋手話法(という言葉はないが)という保身的な対蹠的方途は聾者難聴者を聴の世界と協調共存させることができるのかという反省が認識され始めたということである。これはきわめて重要な視点である。聾者の手話を尊重して認知するあまり、それから先の行く末を考えない研究者教育家が輩出したためである。手話の認知が音声言語の否認を伴うと、聾者の将来像が描けなくなる現実を知りながら、それに自己目的のため目をつぶる知識人がいる。バイリンガル、あるいはドイツ語圏では二重言語性 *Zweisprachigkeit* は理念であると同時に、実にアクチュアルな問題として意識すべきであろう。筆者は、二重言語性の概念が出たのを奇貨に、おこがましい言い方を僭越にも許していただけるならば、聾者に言語教育を施しているが、彼らには常にバイリンガルの精神と実践を要求している。筆者自身が音声言語と手話のバイリンガルを目指して修得に励んでいるのは言うまでもない。本稿の執筆者である野崎は渡邊の十数年来の共同研究者であるが、渡邊はその間野崎に一貫して「言語」を教えてきた。しかし、バイリンガルの精神に飽き足らない筆者二人は渡邊がドイツ語も修得している強みを活用して、ドイツ語を野崎に教示している。その理由と根拠を詳説する紙数はないが、バイリンガルの獲得には血の通った科学的な言語教授方法と同時に、「言葉の喜び」が随伴しておかねばならない。仮にドイツ語をある程度習得できれば、聾の国際化の現在、ドイツ語圏の聾者と手話並びにドイツ語でコミュニケーション交流できる。それは「言葉の喜び」であり「人生の喜び」である。その精神で2年前にもドイツ語圏を研究旅行したとき、筆者二人はもう一人の聾者を連れたが、その聾者には1年弱のドイツ語教育を施した。それがどんなに聾者の励みになったことかは、聴の渡邊にはよくわからないが、メール送信の個人アドレスにドイツ語の単語が挿入されているし、その聾者が外国人の聾者と結婚したことは決して偶然の一致ではないと思っている。また、筆者の住む鳥取にはフランスの聾者が在住しているが、その聾者はドイツ語が得意で、筆者二人にドイツ語ができることを知るとメールには必ずドイツ語が挿入されるのである。これを「バイリンガルの喜び」以外の何と言えればいいのであろうか。

このように年代を追っていくときりがないが、要点は押さえておかななくてはならぬ。その中でも無視してはならない決議が国連決議とWFD決議である。1993年12月の第48回総会で決議48/96として可決された。これは「障害者の機会均等に関する規範 *The Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities*」という議案名称が示しているように、障害者一般に関する規約である。従って、職業や学業の機会均等が主な柱であるが、その中で第5指針の第7項で次の文がある。『聾児の教育、家庭内及び共同体内での手話の導入に考慮を払わなければならない。さらに、聾者とそれ以外の人々との間のコミュニケーションを容易にするために手話通訳のサービスが提供されるよう努めねばならない。』<sup>(6)</sup> 抽象的な表現で少し生ぬるい気もするが、国連という対立しあう場で全加盟国が満場一致で採択した意味は大きいものがある。2つ目のWFDとはWorld Federation of the Deafの略号で「世界聾連盟」のことである。1987年に発足して、現在123カ国が加盟している世界最大の聴覚障害者分野の総合組織である。その中で1995年7月6日から15日までウィーンで開催された第12回会議は97カ国から2千名が参加した。日本からも67名が参加した。決議文において、1995年当時でまだ12カ国しか手話を国家として承認していない現状を鑑みて、より一層の促進をアピールした。OSソフトWindows95が発売された年でもあることが象徴しているが、「情報」の重要性が認識され、聴覚障害者が情報格差の不利を

こうむらない人権保障を訴えた。この会議に参加したグループには「デフ・ウェイ Deaf Way」がいる。Deaf Way というのはアメリカで生まれた聾者運動であり、毎年アメリカで開催される文化祭である。世界各地から1万人が参加する大規模なアトラクションである。聾者難聴者への正しい視線がそそがれるにつれ、聾文化 deaf culture の伝統と革新に関心が高まってきた。手話劇とか手話ミュージカルとかの、従来は聾者とは無縁であった文化が彼らの自前の文化として取り入れられるようになった。Deaf Way のような組織は手話と聾者の人権の認知と高まりにより、時代と並行していくつも設立された。ここでは代表的で、重要な貢献をしている研究組織をいくつか名称だけ紹介しておく。その実態は日本語文献が乏しいだけに、丹念に資料を集めていく根気がこれからは要るであろう。

\*TOSLR : Theoretical Issues in Sign Language Research

1993年に発足した手話を言語理論的に研究する国際組織

\*EFSLI : European Forum of Sign Language Interpreters

1987年に発足した手話通訳のあり方を探る研究組織

\*International D.E.A.F. Sign Language Festival

1997年に発足した国際組織で文化祭的な性格ももっている

\*DHI : Deaf History International

1991年に発足した3年周期の開催による、聾の歴史を研究する機関

\*WCMHD : World Conference for Mental Health and Deafness

1995年に発足した組織で、元々は European Society for Mental Health and Deafness が発展した機関であるが、聾者の心理生理を考察する専門家組織

以上挙げた機関は国際組織とはいえ欧米が中心である。日本が所属するアジアの組織団体があるのはいままでの間、筆者は詳しくないので、責任をもってこれが重要な組織であるとの知識に欠けている。

このように手話の認知は広がり、聾者の人権意識も高まっていった。以前にミラノ会議のような区切りの年号と会議は20世紀にはないと先述したし、それどころか手話の認知は果たして実践に移されているのか今日まで怪しいとも述べた。日本の聾学校でどのくらい手話が現実に認知され第一言語として教育手段に投入されているのかは障害児教育講座の研究者に任せるとしても、昨年2003年には手話による聾学校の授業を訴える裁判訴訟があったことは記憶に新しい。しかし、先輩意識で差配している欧米も自家撞着の感がある。その証拠に最近の公的な文書が手話の認知と聾者の人権保障を改めて決議する審議をしているからである。審議して決議することは無論前進であり貢献であるが、逆に見ると現実はまだそうではないから一段の啓蒙をせざるを得ないということでもある。それを明らかにするのが、世界聾連盟(WFD)が2003年秋に発表した宣言書である。「A Policy Statement of the WFD」という表題の声明文はほぼ現在の世界の現状を伝えていると言える。声明文は「聾者」の定義から始める。一部を省いて引用すると、『聾者というのは聴覚障害が軽度のものから重度のものまで、また言語手段のさまざまなスペクトルをもち、また、それに応じた生活態度を営む広範囲の人間をさす。』<sup>(9)</sup> ここには警告が込められている。聾者を専門家の中には聾者手話をする人だけをさすと述べる人々がいる。また、聾者とは重度聴覚障害者なのだとのデンベル表示の見方をする人々がいる。それはそれなりに確固とした理念があつて主張しているであろう。筆者は傾聴はする。しかし、頌辞を述べる意思は全然ない。世界聾連盟はそのような考え方が聾者難聴者同士、さらに彼らと聴者をいたずらに対立させる結果になっていることを憂慮したものであ

る。声明文は手話の認知について諫言する。『聾者は視覚を好む人間であり、目は情報と知識の世界へ入る扉である。それゆえ手話と可視的な戦略思考は聾者の生得の権利として行使されなくてはならない。』従って、その権利を認めないこと、声明では「言語剥奪」と言っているが、それは「児童虐待」に等しい行為であるとする。しかるに、世界の現状は不十分で、児童の学力は平均値よりもはるかに劣っている。これは手話を授業に投入していないからであるとして、口話法主義者が唱える「言語の遅れ」について、次のように反論する。『児童の言語発展が何よりも優先されねばならないが、音声言語の発展は後からでも十分である。それどころか、早期の音声言語の発展は児童の読み書き話す能力を保証しえないのである。』これはさきほど指摘したバイリンガルの問題とどのように調和を保つのか、なかなか一筋縄ではいかない性格の教育課題である。さらに、声明はインテグレーションにも警告する。インテグレーションと聞くといいイメージがあるが、連盟は声明文で、聾と聴の児童を統合する教育形態は聾者には適切でないとして、完全統合は聾の児童を学校及び社会から孤立させることになると言う。もっとも、それではどのようなインテグレーション（あるいはインクルージョン）であればいいのかには触れない。世界聾連盟の会議があるたびに声明文や宣言書を筆者は読むが、学問的科学的な論証が常に欠けている、いつも情緒的なアピールに終始している印象が否めない。手話を否認したミラノ会議の採択文書にあるインテグレーション批判声明とどこが違い、どのように改善を求めているのか、どちらもどちらという感じがする。「ミラノ」を修正するはずの目的が、にもかかわらず教育学的に納得させる対案を対置しているようには筆者は思えないのである。つまり、「ミラノの烏滸」を払拭する論拠と実践を我々はまだ果たしていないと謙虚に考えるべきではあるまいか。それはともかく、2003年現在で世界の123カ国に聾連盟が手話の認知を求める声明文を出すというのは、いかに手話があらゆる国、あらゆる聾関係教育機関で「認知」の言葉は踊っても、十全には実行されていないかを物語っている。筆者が思うことは、実行に移そうとする意思があっても、個々の教師の手話能力及び、これが大事なことであるが、聾者に対する正しい学問的歴史的そして言語的認識が欠如して、効果的な実行に移すに足るだけの関係者の襟度欠ける点があるのではないか。これは日本を考えただけでよくわかることで、手話と聾を論理的のみならず実践的応用的に研究している専門家がきわめて少ないわけであるから、認知の言葉は華々しくとも現状を変革していく実行力は比例的には伴わないと言える。

さて、手話が認知され、聾者の人権保障が行政面からも整備された歴史のプロセスを解説してきた。このプロセスは筆者が文献資料を基にしてまとめたものである。これは何を意味するかと言うと、世界はまだ誰も歴史プロセスを体系的に論じた研究を著していないということである。

### 言語学的終止符

これまでの論説の背景となったある重大な認識をここで指摘しておかねばならない。この認識はまだ聾教育関係者に共有されていない認識であると付度するし、この認識の欠如が聾者の人権と言語状況に地下の深い水脈で作用させていると筆者は思っている。その認識とは「言語」ということである。

言語的認識とは何なのか、それは手話の認知と聾者の人権の歴史プロセスを作った原点が「言語学」にあったという事実である。ミラノ会議であれ、それを否定する国際会議であれ、どの会議どの宣言書にも手話という言葉が、ある陣営では肯定的に、別の陣営では否定的に叫ばれていても、それは「手話というのは聾者の自然な第一言語である」という念仏を唱えているだけで、「なぜ手話は音声言語と等価値の人間の言語であるのかを言語学的に構造分析して認知する」という視点は希

薄であると言える。手話を認知するには、手話の言語構造が、専門用語を使うと語彙論的、形態素論的、統語論的、意味論的、語用論的、そして、記号論的に分析されて、その結果、音声言語と等しい価値をもった言語構造を有した言語であることを考察して初めて手話は認知される。我々は猫がニャーニャーと鳴くので、それは言語であり、従って、猫を生物として認知し、その結果、猫の人権という言い方はおかしいけれど、「猫権」を保障すると誰がこういう考え方をたどっていくであろうか。そういう思考方法はとらない。猫のニャーニャーを我々は音声言語の構造と等しくする言語だとの出発点に立たないからである。猫の猫権は「言語」とは別の観点からなめるのが我々の態度である。動物愛護とかペットの位置を獲得しているとか、ネズミを捕まえてくれるとかの別の観点から「猫」の存在を考える。しかし、聾者を考えるときには、ミラノ会議であれ反ミラノ会議であれ、聾者を言語、つまり、手話言語という観点から考え、そして、手話を言語と認知し、その上で言語との観点から聾者の人権を考える。無論、言語のみではない。聾文化 deaf culture とか聾共同体 deaf community とかの思考形態や生活権からも考えるけれど、その聾文化や聾共同体が手話言語と不即不離の本質的な関係にある。それなのに、ミラノ会議であれ反ミラノ会議であれ、手話の言語学的構造から手話を認知または否定する宣言書声明文はこれまで1つもなかった。

これは極めて根源的なテーマを出していると思われる。人は  $A=B$  だと唱えるだけで全世界に認知してもらい、実行段階に移す原動力となることはできない。 $A=B$  であることを分析して考察し、立証して初めて認知ができて、それが基で実行に移せると筆者は考える。手話が聾者の言語であるから、手話法は口話法よりも優先されるべきであるとの  $A=B$  式の論理でユネスコも国連も聾連盟会議も手話の認知を高らかに決議して宣言している。その決議書や声明文を支える言語学的な貢献は1960年の一冊の書物の刊行によって開始された。著者の名前はウィリアム・ストーキ William C. Stokoe Jr. 書物の名前は『手話構造：米国聾者の視覚コミュニケーション体系論 Sign Language Structure: An Outline of the Visual Communication Systems of the American Deaf』である。ただし、精密な付言はしておかねばならない。ストーキの一冊の書物が突然に現れたわけではない。1953年、オランダの教育学者であり言語学者であるテルヴォールト Bernhard Tervoort は手話が聾者間のコミュニケーションをする上での第一言語であることを、具体的に手話記号を紹介しながら考察する書物を出版したという。彼が1987年の学会で講演したテキストによると、1950年から1953年までの home sign (家庭内での聴の親と聾児の手話形態) 研究は英語に翻訳されず、1961年にやっとアメリカに出版社を獲得したのであるが、手話研究が言語学として副次的な位相から正統的なそれへ変化する刺激に貢献した旨を述べている。<sup>(10)</sup> 筆者はテルヴォールトの研究を知らないが、手話を言語学の立場から考えることで、聾者の存在を据える認識を示した最初の人であるとされている。

しかし、ストーキこそは手話言語学の元祖である。彼の言語学的な功績は不滅である。ストーキを抜きにして手話学とか手話コミュニケーション論とか、さらには聾者の人権や聾と手話の文化は考えることができないと言えるほどの不滅の功績を残した。手話が言語であることを、例えばソシユールが一般言語学の名のもとでしたように、パースが記号学でしたように、チョムスキーが生成文法でしたように、ストーキは言語学的に立証した。ストーキが樹立した3つの手話要素、それは音声言語学の音韻論、形態素論、語彙論を総合したものであるが、「手型 hand shape」と「実行場所 location」と「動き movement」は手話を人間の言語として客観的なまな板に乗せて調理してみせたものである。たとえ、ストーキの手話言語学の理論に一部の不足欠陥があるにせよ、それはあって当然すぎるほどの瑕瑾にすぎず、彼の理論を抜きにしてはその後の手話言語学もなかったし、

「ミラノの鳥澁」に止めを刺す嚆矢となることもなかったであろう。なお、筆者はストーキの手話言語学については、本稿と同時に掲載する別の論考で詳述しているので、それを参照していただければ幸甚である。

手話言語学の母と言える「ストーキ後」、現在ではどの国も手話という言語の構造を分析し、聴こえる人の言葉とどこが同じでどこが違うのかを、上下関係や優劣関係ではなく、対等に独立した関係として研究している。日本ではまだそういう研究が乏しく、4年制大学で手話を研究する独立組織は1つもないことは残念である。欧米では数多くの大学の研究講座に「手話言語学」の独立組織がある。筆者が交友しているドイツ語圏で言うと、ハンブルク大学は世界有数の研究機関があり、ハンブルクには手話や聾の書籍を刊行する出版社が2つある。また世界的権威である雑誌 *Das Zeichen* を刊行している町でもある。筆者二人は日本人として初めての会員である。また、フランクフルト大学にはロイニングーHelen Leuninger 教授をチーフとする優れた陣容が整備され、ハンブルク大学と同様に聾者が助手として雇用されている。人口800万の小国オーストリアはクラゲンフルト大学に独立組織があり、盟友のドターFranz Dotter 博士率いるチームはオーストリア最初の手話のCDソフトを市場に出すなどの研究活動に邁進している。スイスにはパーゼルにボーエス・ブレイム教授 Penny Boyes Braem が出版活動と講演活動において名論卓説を展開している。筆者が詳らかではないアメリカはさらにスケールの大きな研究高等機関がある由を文献で知っている。

手話が言語として認知され、言語学とかコミュニケーション学の一分野として研究が本格的に深まっていくのはおよそ1990年の前後である。特に1990年3月23日から25日までハンブルクで開催された国際学会は一冊の書物にまとめられて出版された。<sup>(11)</sup> 全部で21人の研究者が講演をした。実はハンブルクではその前年の1989年7月にも4日間の日程で第3回欧州手話研究会議が開催されたばかりなのである。<sup>(12)</sup> この席でも28の研究発表がなされた。この会議にも前哨戦があって、1987年7月にフィンランドのLappeenrantaで開催された第4回国際手話研究シンポジウムを受けたものであった。<sup>(13)</sup> このように90年前後には欧米において連綿として手話の言語学的座標からの研究に拍車がかげられた。90年のハンブルク会議は3つのテーマに絞られる。7人の学者が「バイリンガリズム」をテーマにした。つまり、1990年ごろから、世界の流れは、単に手話が修得されるとよいのだという次元を越えて、聾者難聴者は音声言語が生活する上での生命線になるのだという、筆者に言わせると当たり前の事実がやっと研究目標となってきた。それまでは手話を否定禁止した反動から、一気に手話だけでいいのだとか、それも聾者の伝統手話だけが聾の人間を対等に遇することになるのだという現実を反映していない雰囲気支配的であった。現在でもそういうことを主張する人が殊に日本とドイツには目立つ。過去の歴史の反動から、聾者の平等対等人権を尊く思う気持は筆者には痛いほど理解できるが、そこには空理空論が潜んでいる。学者はそういうことを主張するだけで給料や謝礼をもらってすむであろうが、現実生活をする聾者難聴者には、手話だけで人生を有意義に生きることは非生産的である。それにまた、聾者難聴者は言語能力の面から見ても十分に聴者に対抗できる資質を有している。従来の純粋口話法だけの教授法がいけなかったのであり、よき教育を施し、その際に、自分たちの自然言語である手話を積極的に活用するとバイリンガリズムに十分に対応できる。筆者が交流している聾者のバイリンガリズムについては既述したのではや言及しない。ハンブルクの国際学会がバイリンガリズムという複数言語修得をテーマとするのは自然な流れと言える。また、それを支えるためには手話の言語学的な分析の研究が並行していかなければならない。会議では7人の研究者が手話の言語構造をテーマに講演している。

講演者の一人であるコルプ Andreas Kolb は聾者である。コルプはドイツ語圏手話の基本的な特徴を整理して話してくれている。すばらしいことである。さらに、言語は文化とそれを育む社会から影響を受け、逆に影響を及ぼす。会議では7人の講演者が聾の児童の教育方法や手話劇やコンピュータの活用による手話の画像作成について話している。このテーマの部でもツィーネルト Heiko Zienert という聾者がパパスピロウ教授 Chrissostomos Papaspyrou と共同発表して、コンピュータ画像について講演している。ツィーネルトはドイツ手話学の祖と言えるプリルヴィッツ教授 Siegmund Prillwitz らとの共著でドイツ手話(Deutsche Gebärdensprache)の睽目すべきテキストとビデオを編纂して出版している。<sup>(14)</sup> 筆者も親しい二人の聾者がハンブルク大学の研究スタッフの一員としてこれに寄与している。筆者の力量ではとても叶わない成果である。この会議前後からは溶岩の流れのごとく、世界各地で国際会議が陸続と開催されていく。1990年から翌年の始めにかけてだけで、6つの大きな会議があった：アメリカのロチェスター会議、リスボンでの欧州手話通訳フォーラム、オーストリアのグラーツ会議、フランスのポワティエ会議、イギリスのブライトン会議、そして1991年のギャローデット大学での聾者歴史会議。また、1990年には手話の母国とも言えるフランスの議会在手話を認知する国会決議を採択して注目された。先進国ではスウェーデンなどに続く快挙である。また、1991年には日本で初めての第11回世界聾連盟の会議が東京で開催されている。

### 人工内耳と女王

手話が認知され、聾者の権利が高まっていったことによる、さまざまな現象が生じた。ここで一つの典雅な事件とそれに名を借りた筆者の「人権」テーマを深めていきたい。1995年度のみスアメリカ・コンテストが1994年9月に開催された。そのコンテストでアラバマ州代表のホワイトストーン Heather Whitestone が女王に選ばれた。彼女は幼児期に病気のため重度難聴となった。彼女は特に母親の熱心な読話教育と補聴器を使って高校、さらに大学へ進学した。<sup>(15)</sup> 彼女は結婚し、聴こえる子供を二人生んだ。二人の子供との会話を望み、人工内耳の手術を受けた。彼女の言葉によると、母としてこれまで以上に子供達とのコミュニケーションの大切さを実感し、子供の呼ぶ声や泣き声を母親が誰よりも一番初めに聞き取らなければならないという気持ちが強くなり、2002年8月7日、ボルチモアの病院でニュークレラス型の人工内耳の植え込み手術を受ける決心をしたということである。人工内耳の話は本稿が目的とするテーマを側面的に飾るくらいにしたい。人工内耳は頭の中に人工の耳を移植して、手元のリモコンで操作する。25年ほど前から始まり、現在は移植手術が世界の先進諸国ではどこも大流行である。統計による数字が公表されていない国が多いが、筆者が知っているドイツにおいては1982年から2002年までの20年間で約7000人が手術した。ドイツには8万人の聾者がいると言われているから、単純計算で10人に一人弱が人工内耳である。しかも、人工内耳を移植する聴覚障害者の平均年齢はぐっと下がるから、子供の比率は高いことになる。日本での最初の手術は1985年である。両親が聴こえる家庭の場合、9割以上の親が聾で生まれた我が子に手術を受けさせるとのアンケート結果がある。聾の子供の約90%は聴の親であるから、この高い数字は「聴から見た聾」を考える上で示唆するものがあるだろう。手話コミュニケーション論の学者とは違って、人工内耳を奨励する学者は障害児教育を研究する人である。例えば、一昨年、日本に招いたドイツ・ミュンヘン大学のレオンハルト Annette Leonhardt 教授は障害児教育の世界的権威である。筆者の学友として鳥取大学に滞在して研究成果を発表された。レオンハルト教授は手話をしない。聴こえる人が使う言葉の修得が聾者を社会に平等に参加できる、そ

のためには音声の言葉の教育を考え、その有効な手段として人工内耳を推進する。手術は言語を習得する年齢の前がよいとされ、乳幼児が聴こえる子なのか聾なのか発見する検査を実施している。これはミュンヘン大学だけではなく、フランクフルト大学でも州の文部予算を投じて大規模になされている。筆者はレオンハルト教授とは考え方が違うが、聾者の未来を考えることでは同じである。しかし、人工内耳は論議を生んでいる。それは聾マイノリティとは何かという人権の定義と関連する。筆者は「人権」というテーマを話すために人工内耳の回り道をしているわけである。人工内耳を支持する人はこう考える。手話では人間の社会生活が不便であり、知識の獲得と知能の発達に遅れをとると。レオンハルト教授の論文や話をしていると、彼女はよく次のように話を展開する。聾者が聾マイノリティを守るのか、それとも、マジョリティ、多数派の一員となるよう心も身も聴者のマジョリティの寸法に合わせるのか。これはもはや筆者(渡邊)が扱う言語学の次元ではなく、「社会公的な」問題であると言う。レオンハルト教授が言う「社会公的 *sozialgemeinschaftlich*」なアプローチとは個々人的な問題を命題とせず、「社会」という文字通り集団を命題とするものだという。個々人的な問題という意味は、個人が個人的パートナーとの関係のみで成立できる立場を言う。人間は1対1の環境ならば、マイノリティとマジョリティの区分は要らない。自分とパートナーが1対1で手話をできれば問題がない。大西洋にマーサズ・ヴィンヤード *Martha's Vineyard* という島が実際にあるが、そこは手話で会話される。しかし、そんな離れ小島に暮らせる世界は20世紀、さらには21世紀において夢物語である。<sup>(16)</sup> レオンハルト教授とは別の視点から考えても、人工内耳の抱える「科学技術と障害(聾)」の問題は大変に難しい。野崎は生来聾であるが、聴の渡邊は長年、野崎と共同の研究をしていく過程でさまざまな葛藤に出会っている。それは本稿では筆舌に尽くせない多種多様な問題である。長年の交流をしても聾者を理解することは言葉で言うほど簡単ではない。週に2度ほど会う筆者二人はまさに指呼の間にあるパートナーであるが、しばしば両者の間には深甚の谷が隔てているかのような気持になることがある。渡邊にとり野崎だけではない、他の聾者にも必ず肌身で感得するカベがある。それは私事であるからこれ以上の言葉を弄ぶことはしないが、人間として考えさせられることが多い。そのような経験をしてきた渡邊にとり、人工内耳に賛成か反対かを言う資格があるのかどうか、人工内耳を子供にさせる親に「おやめなさい」という権利があるのかどうか難しい問題である。両親が聴であるのか聾であるのかによって、聾の子供は手話を手段とするのか、それとも聴者の言葉を手段とするのかは当人だけの問題であろう。聴者の世界に存在できなければ、一人前として生きていけないという価値観を悪いと退けることはできない。

筆者に人工内耳の移植の是非について判断できることは手話コミュニケーション論の立場からである。これを人権との関係で進めていく。筆者は3つ保障と1つの定義で判断する。それは「身体保障」「経済保障」「コミュニケーション保障」と「障害者定義」である。実は、これは2001年にオーストリアのクラゲンフルト大学で開催された会議のテーマをそのまま拝借したものである。会議では人工内耳の賛成派と反対派が討論したが、3つの保障と障害者定義を中心に話しが進行した。「身体保障」とは、人工内耳は技術的に大丈夫なのかという問題である。まだ人工内耳は四分の一世紀ほどの歴史しかない。移植した聾者難聴者の世界の平均年齢は11歳前後になるとの統計があるという。真偽のほどは別として、筆者の接した経験からも10歳代前半の子供に多く見られる。この人工内耳が頭の内部で損傷を受けた場合はどうなるのか。手術は大丈夫なのか。昨年11月に左右の耳を間違えて手術した事件が日本で新聞報道された。現在の技術ではスポーツ、特に水泳も装着したままで可能だということであるが、人工内耳を損傷した場合の問題は未解決である。また、



人工内耳をしても音声言語の能力が聴者同様に発展するのかがどうも実態を見る限り人それぞれのようにある。次の「経済保障」とはお金である。手術にお金がいる。人工内耳はリモコンで操作される。これは数年おきに買い替える。人工内耳に慣れるまでの訓練費用がかかる。日本は健康保険による支払いが1994年から可能になった。お金は福祉年金との問題とからんでくる。3番目の「コミュニケーション保障」とは何であるのか。人工内耳は手話と共存しにくい。人工内耳の児童が言葉を習得するためには、手話を歓迎しない。その結果、成長し、結婚して子供が聾として生まれたときにどうコミュニケーションをするのか。我が子に同じく人工内耳の手術を受けさせるのかの問題がある。また、子供が手話を望むときに人工内耳の親とのコミュニケーション・ギャップが生じる。さらにまた、口話法という手段では聾児の知識が身につかないことが実証され、手話を導入する必要が主張されている流れの中で、人工内耳では言葉の習得がうまくいかない児童の場合、手話に切り替えることができるのかという問題がある。このような「コミュニケーション保障」の問題はまだ処理されていない。ただし、少しずつ変化が見える。筆者は2002年秋に人工内耳のドイツ最大のセンターがあるフリードベルク市を訪問した。主任のシュヴァルツ博士 Ute Schwarz は意外な意見を言った。博士は手話を否定しないと言う。人工内耳が幼少期だけではなく、もっと年齢がたってからでも効果があるとなってきた。つまり、手話をする聾者にも人工内耳の道が開かれた。ミス・アメリカの女王は29歳のときである。それにまた、人工内耳の児童が自然に手話の動作をするという。もし自然な動作を叱ったならば児童の教育は後退するかもしれない。事実、筆者が見学したときに、児童は手話で語りかけた。筆者二人の手話を見ていたので、筆者にはドイツ語ができないと同情したのであろう。しかし、センターは手話通訳がない。どう対応するかは体勢はまだ用意されていない。このように3つの保障は問題が山積している。

人工内耳の脇道から離れて、3つの保障を聾者の人権一般に移すとどういうことになるであろうか。それは、聾者が人間としてどう生きる権利を有しているのかということである。聴覚障害だけでなく、障害一般の人々の人権は甲論乙駁まとまらないものである。昨年夏に国会で盲導犬、聴導犬の法律が可決された。障害者が交通機関、レストラン、病院を利用するときに介護犬を同伴できる法律である。そうなると、例えばレストランが同伴を拒否したときの罰則規定が書き込まれていないから、そのときはどうなるのか。一方で、被介護者側の犬の衛生、予防接種、躰の義務責任は具体的な文言が書かれている。さらに法律の文言にはない人間の感情、例えば、動物が好きか嫌いかのパーソナルな問題が犬を受け入れる側とどのように関連するのかなど問題山積である。それにまたお金の問題がある。欧米で動物を交通機関に乗せることができる。料金は子供と同じ半額である。つまり、動物同伴者は半額分のお金でもって動物を愛護する己の人権を保障されていると言える。ならば、介護犬の障害者も半額分の「人権保障費」を払うべきであろうか。そうはならない。障害者を我々は弱者だとみなして理解し手厚く世話をすべきであるとの基本的精神があることになっているからである。しかし、これは人間の平等をうたう観点から考えると人権が軽視されたと解釈できる。普通の人の犬同伴ならば半額負担なのに、障害者ならば負担なしというのは半額分の人権が障害者には認められていないと言える。現実には半額分のいろいろの行動制約、マナー制限を受ける。これを能動的な角度から言い換えると、例えば、障害一級認定者はバスが半額である。同行の介護者も半額である。よって渡邊は野崎と旅行するときに半額で長距離バスに乗る。しかし、成人した大人の聾者に半額の保証が必要か考える。必要ない自立した障害者がある。こういうことを言うだけでも障害者差別だと指弾される。しかし、筆者は能動的な目標だけが眼中にある。障害保障の平等性を考えるならば飛行機はどうして割引がないのか、新幹線はどうして半額でないのか。

障害者は外国に行くときは障害者でなくなるのか。新幹線だとバスにないサービスがあるのか。これをさらに福祉政策に還元させる。交通機関の割引分を教育資金として聾者難聴者が高校大学で学ぶときの授業筆記の介添えアルバイト料に回すとか考える。長距離バスを毎日使う人なんていない。しかし、学校の教育支援ならば毎日の授業に役立つ。若い聴覚障害者が普通の高校や大学で学ぶためのテーク・ノートのためのアルバイト料に回すと相当数の時間を雇用することができる。スウェーデンなどの北欧諸国はこのような福祉政策を取っている。このような福祉的な教育政策や理念が行政側にも障害者側にも欠けていることが、日本の障害者が大学で学ぶ在学率が欧米よりも低いという数値の開きになっているのではないであろうか。

### 正常と異常

聾者難聴者の人権のテーマを新しい角度から続けていく。1996年に事件が起こった。<sup>(17)</sup> ダチェスノー Sharon Duchesneau という人が聾の娘とその5年後に同じく聾の息子を産んだ。相手はマカロフ Candace McCullough という人である。二人とも女性なのである。愛する二人は子供を望んだ。男性の精子を提供してもらった。ここまでは衝撃的ではない。ところが、二人と精子提供者の3人は聾者であった。二人は聾の子供をみずから希望したのである。二人は述べる。『聾である自分達は人間として何だろうと考えるアイデンティティの精神がほしい。』二人は聾の子供を意識的に出産し、生育することにアイデンティティの精神を求めたわけである。人工内耳の移植者が聴こえる人の世界へ参加する新たなアイデンティティを求めるのと矢印は反対のように思えても、各人が自己のアイデンティティを模索する志は同じである。

この事件を人権という観点から見てみたい。それは「正常(ノーマル)」とは何かということである。人権とは「ノーマル」ということであろう。「異常(アブノーマル)」とは人権に反することだと言えよう。我々人類は遺伝子操作による肉や野菜を食べている。遺伝子技術は男女の出産識別や男女いずれかの希望を可能にさせ、さらには病気の遺伝子を除去する領域にまで入ってきた。昨年には外国でクローン人間の怪情報が話題をさらった。ES細胞やクローンは人間の倫理、つまり、人権に反するとして研究を禁止する国がある。また、日本で医者が赤ちゃんの着床前の産み分けを操作したとしてマスコミを独占したのはつい最近のことである。これは、聴こえる人というマジョリティの世界において「正常と異常」、言葉を換えて言えば、「人権と反人権」の境界が揺らいでいることを示す事件である。そういう流れの中で、聴こえないことがアブノーマルで、人工内耳の移植を行ったり、聴者の音声言語を習得することがノーマルへの回帰だと考え、聴こえない聾者の行為、聾の子供を生むアイデンティティ精神がアブノーマル、つまり、反人権と考える障害者定義に再検討を加える時代になってきたと言える。再検討するとは、マジョリティがマイノリティより優れているから、マジョリティへの復帰はノーマルな人権だとしてきた考え方に疑問符を投げかけることである。例えば、二人の女性のように、聾の子供を希望することは、『障害者とは完全に不完全な人間 perfectly unperfect human being』であると定義する障害の考え方を揺るがせたということである。障害者は「不完全な人間」であるというときの、「不完全な」という形容詞を「完全な」という形容詞に換えるよう人工内耳をしたり聴者の音声言語を習得したりすることにより、果たしてその人々は障害の運命を持つアイデンティティからサヨナラできるのかと問いかける時代になったと言える。「障害という不完全」の形容詞を取り除く試みが本当にマジョリティとの対等の関係を持つという人権保障になるのか。別の考え方による対等の人権がありえるのではないか。例えば「アメリカ人」を American と大文字で書く。小文字の形容詞で american と書くと、小文字の american

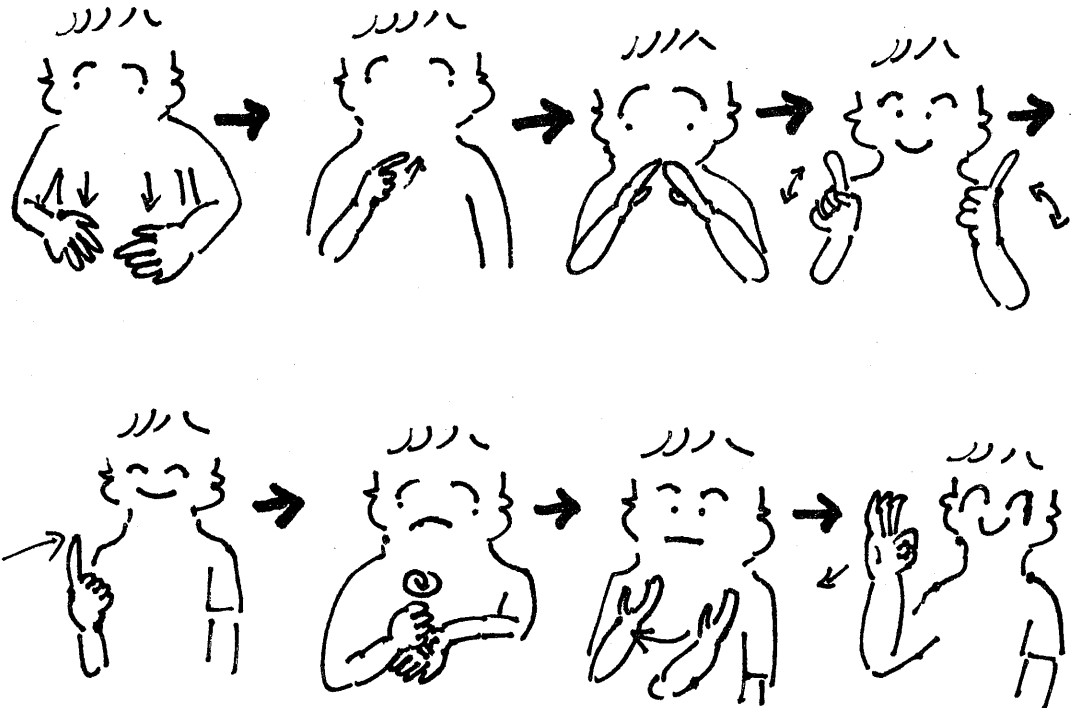
という形容詞の人々も、「も」である、もいるとなり、何か他の国民もいることになる。そうではなく大文字で American と書くことでアメリカには American という人間が国民を作っている、それは Johnson という大文字で書かれた人が一人、Smith という大文字で書かれた人が一人、そして、誰々がとずっと重なって最後に、大文字の American という集合名詞の人々に集積されて、国民が総体として存在する。大文字 American でもって祖国にアイデンティティを見出す。同じように、アメリカの聾者は自分たちを大文字の Deaf とだけ言う。ドイツだと Gehörlose と言う。これは聾者を deaf human beings と書いて、形容詞 deaf の分だけ違いを持った人間、その違いとは「障害のある不完全な人間」であるとする言い方ではなく、聾者というのは大文字の Deaf、大文字の Gehörlose であり、大文字の American、大文字の Deutsche(ドイツ人)と同じアイデンティティをもつ人間なのであると考える。日本語で表現すると「聴覚障害」という形容詞がついた人間ではなく、「聾者」という人間のアイデンティティとなる。このように考えていくと、「不完全」とか「欠陥 disability」とは何かということに行き着く。例えば、最近まで聴覚障害者は薬剤師になれなかった。聴覚障害者は薬剤師として欠陥であるとの理由による。自動車免許の欠陥条項から聴覚障害が削除されたのはやっと 2001 年である。しかし、欠陥でないといわれる聴者が薬や医療に関する犯罪事件を起こし、聴者による交通事故の割合が聴覚障害者より高いという統計が示される現在、欠陥の定義、つまり、人権の定義が揺らいでいる。先に筆者は3つの保障を考え、4番目の障害者定義を保留していた。欠陥と人権の定義の揺らぎを合言葉で表した有名な言葉がある。「人は障害者であるのではない、障害者になるのだ people are not handicapped, but get handicapped.」障害者というのはもともと存在していなくて、規範、慣習、偏見が障害者にならせるのだという社会倫理の言葉である。

### 聾マイノリティとマニュアル・コミュニケーション

筆者は筆者なりの聴覚障害者（聾者難聴者）の定義をしないといけない立場にあるだろう。そうすることで初めて言語学の風土に測鉛をおろし、その視座から手話を論じる筆者の立場が確保され、孜孜として手話の言語学的構造の分析に進むことができる。そうでないと、単に手話を自分の学問的な興味関心から迫るだけで、それでは聾者難聴者の言語生活とは疎遠になる。

筆者は聴覚障害者（聾者難聴者）の定義を障害の肉体的な欠陥からではなく、言語から考えると書いた。まず、「マニュアル・コミュニケーション manual communication」を措定する。筆者はドイツを日本と比較対照することに研究の重点を置いているので、ドイツ語も添えることを認めていただきたい。というのは「マニュアル」はあまりに和製英語化されているので、「手引書」という第一印象が強い、しかし、manual は本来は「手」の形容詞にあたる。事実、英語の manual alphabet は、指文字 finger alphabet と同義である。一方、ドイツ語の manuelle Kommunikation は間違いなく「手のコミュニケーション」、精密には manuell は「手指」と訳すべきであるから、「手指コミュニケーション」となるが、いずれにせよ、以上言った意味でのマニュアル・コミュニケーションから聾者難聴者を考えたいと思う。ことさらにマニュアル・コミュニケーションを強調する背景ははっきりしている。普通、コミュニケーションという言葉を聞くと、大半の人は手話をノンバーバル・コミュニケーションに所属させる。ノンバーバル nonverbal とは「言葉を使わない」という意味である。ジェスチャー、パントマイム、身振り、咳払い、アイコンタクト、さらに沈黙さえもノンバーバルの範囲となる。しかし、手話はジェスチャーやアイコンタクトなどとは違う。アイコンタクトを例にして、ノンバーバル手段と手話の手段の違いを簡単に考えてみたい。筆者があるアイ

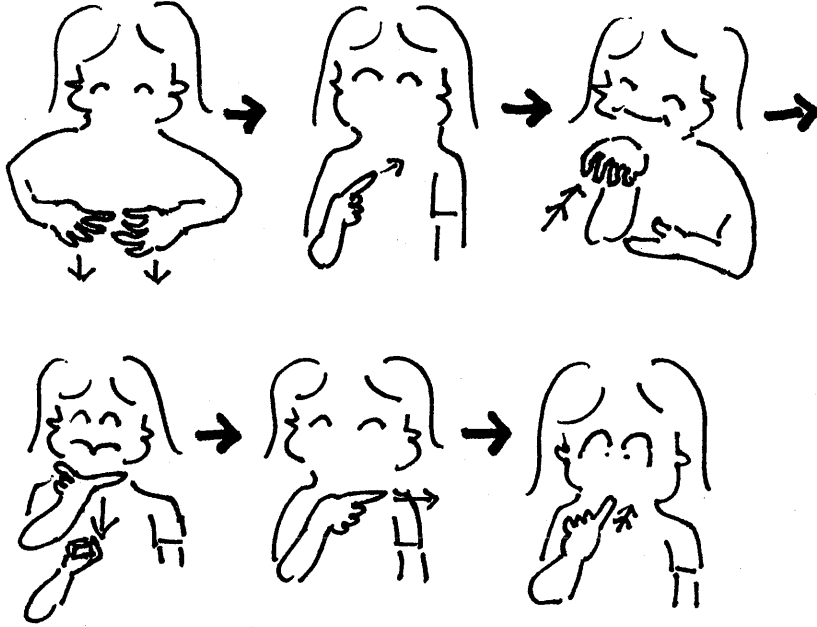
コンタクトをすると、それはどういう意味になるのか。「授業を終えていいかな」の意味でアイコンタクトしたけれど、受け取る学生は違う意味で解釈するかもしれない。つまり、アイコンタクトにはこうであるという恒常的なルールが不足している。長いことつきあわないと、その人のアイコンタクトを正しい意味に解釈して、コミュニケーションを円滑に進めることができない。さらに、アイコンタクトが成り立つにはそれ以前の話題、つまり文脈 context がある。意思的な咳払いはその典例である。筆者がどんなにうまいアイコンタクトでもって、事前の話題と無関係なメッセージを伝達しようとしても困難である。即ち、アイコンタクトなどのノンバーバル手段には恒常的なルールが確立されていない。これを学問的に表現すると、「文法的普遍性 grammatical universal」が欠如していると言う。文法的普遍性とは長い付き合いをしていなくとも、事前の話題がなくとも、どんな場所やどんな時間、どんな状況であろうとも、コミュニケーションが成り立つことができる自律性が定立されているということである。コミュニケーションを成り立たせる言語の文法構成要素が文脈、人、場所、時間、状況のいかんにかかわらず、恒常的な働きをするということである。例えば、今日→私→家→遊ぶ→来る→都合→だいじょうぶ→OK(疑問の非手指要素) (図像1参照) (18) という手話は、「今日、私は君を家に招きたいが、都合はどうですか」という意味である。これは文



画像1

脈、人、場所、時間、状況に依存することなく、普遍的に正しく伝達され、コミュニケーションが自律的に成り立つ。なお、音声言語テキストを手話テキストに置換するのは実は非常に大きな問題を内在させている。言うまでもなく聾者が使う伝統手話、日本では日本手話と最近では呼ぶが、それ

と音声対应手話の問題である。これは筆者の研究課題の一つである。論文も発表している。従って、そのような大問題を本稿に持ち出しているのは先へ進捗できない。上記の手話テキストは友人の今本由紀氏(聾)による。野崎は「今日→私→招待→好き→あなた→かまわない(疑問の非手指要素)」(図像2参照)を提示した。渡邊は聴者の語感から解放されず、また違う手話を提示した。即ち、筆者が述



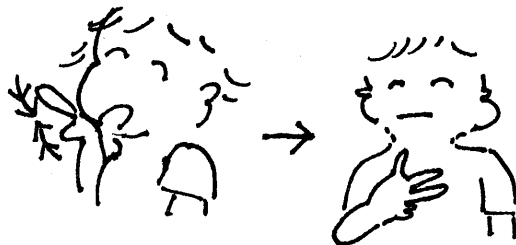
画像2

べたいことは、手話には個性がある、個性はすばらしいことである。今本氏は「招待」の重量感を実生活の経験から忌避して、「遊ぶ」の気軽さを選んだ。外国経験に富む野崎は「招待」に西洋的な雅致を預けた。「招待する」の語彙をめぐるだけでも、それを受け止める人は自分流の解釈をする。聾の二人は個性を手話言語で実現させているのである。<sup>(19)</sup> その「個性」の問題を伝統手話と音声対应手話の対立や優劣と強引に結び付けようとする意図から筆者は距離をおきたい。換言してもよい。100%の伝統(聾者)手話も非現実的であり、100%の音声対应手話も非現実的である。聴の渡邊の手話は音声言語の語感に束縛されながらも、決して巷間の学者が言う音声対应手話では断じてない。聾者の手話の統語論性はなかなか修得できなくとも、手話の意味論性から渡邊は手話を組み立てている。その文構造は決して音声対应手話ではないのである。翻って、そもそも伝統(聾者)手話とは語彙論的、統語論的、意味論的にどのような言語構造の手話なのか、音声対应手話とは語彙論的、統語論的、意味論的にどのような言語構造の手話なのか。両方の言語様式に「対立」や「優劣」や「聾聴の人権」を仮託する人は本当に両言語の文法的普遍性を分析して提示した上で叫喚しているのだろうか。寡聞にして筆者はまだどこにも説得力ある分析を聞かされたことがない。むしろ、「個性」の豊かさとしての柔軟な受容態度を両言語の中で模索してほしい。それが手話を使う聾者難聴者と手話を使おうとする聴者の関係を現実的に調和のうちに共存させる道だと筆者は確信して揺らぐことがない。

今本氏、野崎、渡邊のいずれの手話動作にせよ、これはアイコタクトやジェスチャーや咳払いのようなノンバーバルとは違う。ノンバーバルには文法的普遍性が不足している。ノンバーバルは文脈、人、場所、時間、状況に依存する。手話をよく知らない学者の大半は手話をノンバーバル・コミュニケーションと言うが、それは我々一般の音声言語と違い、身体を動作させているので、パントマイムやジェスチャーと同じノンバーバル手段に所属させることが合理的なのであろう。しかし、「バーバル」の「言葉」つまり「言語」とは何かを解釈するときに、「聴覚による音響音声の言語」と「それ以外(ノンバーバル)」の伝達手段との間に線を引くのは甚だ問題である。「視覚による手指動作の言語」を「それ以外」に幽閉するには、「言語」とは何かを言語学的な次元は言うまでもなく、人間がコミュニケーションする実存的な次元も包括しないといけないと筆者はかねてから考えている。その考察を本稿で展開させる紙幅はないので、まずは、「バーバル」と「ノンバーバル」の境界の水平線に文法的普遍性の媒介カテゴリーの垂直線を引くことで従来の見解への疑問を提起し、以って、手話をノンバーバルから離脱させて「マニュアル」なる新しい概念を措定することで筆者の狙いは満たされる。

マニュアル・コミュニケーションの視点から考えると、手話は聴者の音声言語とは独立して、互いに同じ価値をもった言語である、なぜなら手話も普遍的な言語であるからだという立場に筆者は立つ。「普遍的な言語」とは、先ほどの文法的普遍性のことであるが、Aさんの日本語がBさんにも通用する文法をもっていること、そして、文法規則が英語やドイツ語にも同じようなものがあることを言う。<sup>(20)</sup> 手話も普遍的な文法規則を持つ。手話にある構造規則は聴者の音声言語のそれに相似するものがある。日本手話の構造規則にはアメリカ手話やドイツ手話のそれと酷似するものがある。手を任意に動かしてパントマイムのジェスチャーをしているのではない。Aさんがする手話は聴者の音声言語の構造規則に拠って翻訳できる。Aさんの手話はBさんに通じる。手話に聴者の音声言語と同類相似の規約があり、しかし、音声言語と相違点も有する自律した等価値をもっている普遍的な言語であることを筆者は本来の専門領域として構造分析しているが、本稿では数多くある文法要素(筆者は「文法パラメーター」と称す)のうちから1つだけ選択して、短く、わかりやすく証明してみたい。<sup>(21)</sup> 「象徴 symbol」の文法パラメーターである。

「象徴」は言語学では必須の要素である。象徴の語彙、ここでは「象徴記号」と呼ぶことにするが、これは言語が文法的に普遍的であるための絶対条件の一つである。例えば、「鳥取市」と言う地域をここに運んでこなくても、第一、運ぶことなど金太郎の怪力をもってしてもできないが、「トットリシ」と言う記号に象徴してお任せすることによって「鳥取市」の話ができることを言う。手話もそうである。鳥取市まで行かなくとも、鳥→シ(図像3参照)と手話すると鳥取市の話ができる。

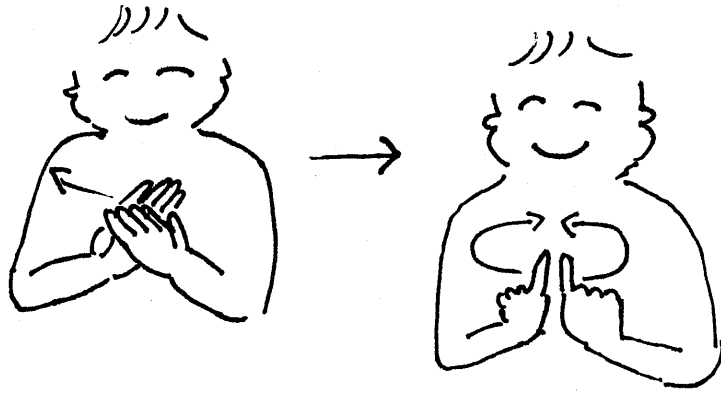


画像3

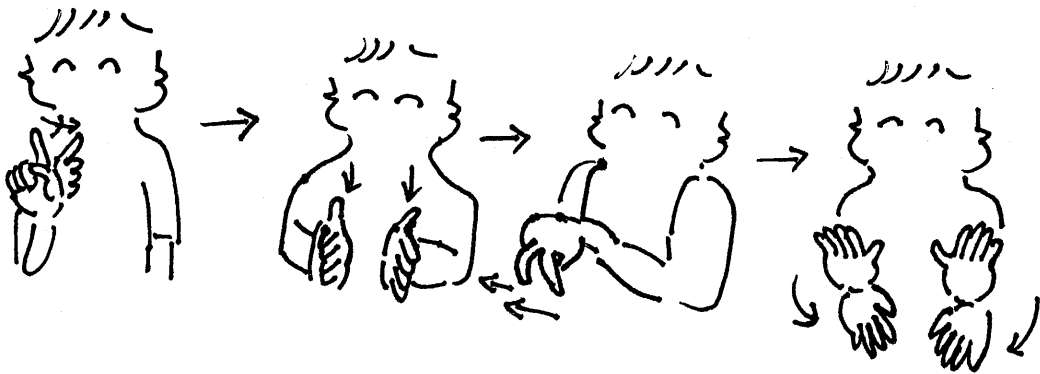
「美人」というのもミス・アメリカを本稿に写真で登場させなくとも、「ビジン」という記号に象徴させて表記することで「美人」についての話ができる。手話も「きれい→女性一般」(図像4参照)で実現される。同じく「10分」というのも、「ジュップン」と象徴記号のおかげで、実際に10分の時間を消費しないで瞬間的に言える。象徴記号という難しい単語を使わなくとも「鳥取市」とか「美人」とか低学年の授業みたいなことを言っているのではないかと思うであろう。しかし、それは我々がもう言葉を意識しないで慣習(convention)としてしまっているからである。その証拠に意識するときがある。外国語のときである。『その美人は10分歩いた』というのは英語で何と表現するのか意識しないとできない。まして、これをドイツ語でとなるともっと意識しないとイケない。「美人」はドイツ語で何と言ったかなと辞典を引いているうちに10分が経過する。外国語は慣習的ではないからである。日本語(母語)と外国語がほとんど恣意的な関係であるからである。手話も象徴記号である。手話はジェスチャーやパントマイムではない。もしそうなら『その美人は10分歩いた』を音声の支援を受けない限り、実際に10分間、時計を見ながら歩くパフォーマンスしないとイケない。しかし、手話は瞬時にできる。「美しい→女(直示含) →10→分→間→歩く→(過去動作)」(図像5参照)手話が象徴記号だからできる。こうして手話は聴者の音声言語と等価値で自律した普遍言語である。

これで聾者(以後は難聴者を含む)の定義に戻ることができる。筆者のマニュアル・コミュニケーションの立場からは、手話を使う聾者は、聴覚に障害をもち、聴者の音声言語の修得に苦勞する欠陥人間であるとは考えないということである。そうではなく、聾者は聴者とは異なったコミュニケーションの働き、即ち、聴者の音響と音声に基づいた言語をコミュニケーション手段として使うのではなく、身体感覚でもって視覚的に言語を作り出す手話というコミュニケーション手段を有する「言語マイノリティ」であると定義する。しかし、だからと言って聴覚障害者と言ってはならないと言うつもりはない。例えば、障害児の教育はどうあるべきかについてはそれなりの考えがある。子供の段階では言葉の習得に教育が必要であり、これは聴者にあっても聾者にあっても同じである。聴覚が正常でも言葉がうまくいかない児童を教育するように、聴覚障害のため言葉がうまくいかない児童には適正な矯正がなされることはいいことである。しかし、そのような児童が大人になって社会に出て、聾者が聴者世界の中でバイリンガルの精神で音声言語を使うとき、聴こえる人間の感覚から聾者を判断しないで、彼らの立場から判断するということである。抽象的な言い方に聞こえるであろうが、そうではない。例えば、日本語ができる外国人の日本語を日本人の感覚から判断して、そこは悪いと判断することが人権を尊重したことになるであろうか。筆者はドイツ語をドイツ人と話すとき、1回もドイツ人から「あなたのドイツ語はひどい」と言われたことがない。ドイツの知人たちは母語でないドイツ語を使う外国人の立場を考えているからである。これは何も自分の外国語を改める必要はないと開き直ることを意味しない。なるべくネイティブに近い努力をすべきである。聾者もまた聴者の音声言語に近い発声発話と文の統語に努力をすべきである。その逆に、手話をしようとする人は聾者の使う手話に近い努力をすべきである。

聾者が音声言語の日本語を使ってコミュニケーションをするときにも、聴こえる人間の感覚で判断するのは人権の侵害である。ましてや、聾者が手話を第一言語とする人の場合、外国語であるかのように、特に意味論性と語彙論性において相違することが多い日本語を判断する資格は聴者にはない。手話を第一言語(自然言語)とする聾者の場合は、その音声言語の語彙選択も文の組み立ても手話的なそれらから「干渉」(所謂「言語干渉 interference」)を受けることが大いにありえる。聴者が外国語を話す書くときに受ける母語の「干渉」を想起するとよい。想起すれば、聴者の言語環境から聾者の言語行為を判断するのは人権の侵害である。もし聾者がこう言ったら、何と応えるの



画像 4



画像 5



であろうか。「それじゃ、私のネイティブである手話であなたと話そうじゃないか」と。そのとき、手話は一般的でないマイノリティ言語であるから無理な相談だと言ったら、聾者は聴者と平等の人間であり、差別軽視する人間はおかしいという言葉が単に机上の言葉にすぎないことになるであろう。人類はいつも「無理な相談」だとの識閥下で聾者と接してきたのである。その結果が何冊にも達する差別と優劣の歴史を書き残してきた。その水源の一つは言語にもあるのではないか。言語という差別、優劣とは関係ない泉からも発して、ちよろちよろと我々一人一人の心の中で湧き出て、ついには差別や優劣という大河になったと考察することがあながち的外れで、ためにする論理であると誰が切言できるのであろうか。

筆者がなぜ言語の立場から障害者定義をするかと言うと、言語は、食することと並んで、我々が人間として意味をもって生きている保障の最大のものだと思うからである。言語の中に人間の実存がこだましている。「パーバルとノンパーバル」の境界線に疑問を呈したときに、筆者は「人間の実存」という概念を出した。それはこの意味においてであった。人権の枠内で言えば、我々が人の言葉を判断するときに、その人の人格、倫理、性格、教養、歴史、社会的地位その他たくさんを同時に並行して判断しているのではないであろうか。相手と言葉を送信受信する過程で、その人の人格、倫理、性格、教養、歴史、地位を背景にした人権意識と自分自身のそれらを背景にした人権意識を追体験して、自分の次の振る舞いと相手の次の反応を判断しているのではないであろうか。

「あの人はいい人だわ」「けれど、昨日は違った振る舞いでしたね」という言葉の表層的なやりとりとは、相手の人格的人権と自分の人格的人権が同時並行して試されるプロセスのことではないであろうか。そうだとすると、我々は無意識のうちに、自分の第一言語の言葉の視線から、聾者の言葉の少々不安定な「表現形式(シニフィアン)」を「表現内容(シニフィエ)」に直結させ、言わば表現形式と表現内容の「恣意的」な位相を飛び越えてしまって、形式が内容を「有契的」な「模倣的」位相だと自覚もなしに捕らわる自分を見いだし、その結果、聾者の表現内容の「意味 meaning / Bedeutung」(「意義 sense / Sinn」の方が言語学上は正確であろう)を斟酌するのを怠っていないかと自省してみることは人格的人権を自己に問うことになると思うのである。<sup>(22)</sup> 聾者は聴者と対等で平等な人間なのだと思うのなら、人間の実存を保証している最重要な生命線の一つである「言語」という立場から、自分の人権意識がどうであるのか考えるべきであろう。ひょっとして、聾者は言葉ができない、よって人格、倫理、性格、教養、歴史、社会的地位その他が欠陥欠損である、よって人間として劣る、よって差別軽視してもいいと、言語伝達の「機能の相違レベル」ではなく、「障害の作用レベル」で見ている自分の人格的人権が発見できるかもしれない。発見しただけでも、それで十分に「聾マイノリティの人権」とは何だろうと考えたことになるのではないであろうか。これは特に筆者(渡邊)が拳拳服膺している自責の問いかけである。

筆者は聾者を手話言語学と言う視座から定義してきた。これで筆者は自分の研究の立場が明瞭に伝達できたと思うので、初めて手話を言語として構造分析することができる。その分析結果はこれまでに発表してきたし、今後も発表していくつもりである。

#### 註

(1) 日本では評論家としてサックス Oliver Sacks が有名であるが、筆者は浩瀚なる書物を1冊だけあげることにする。レーンとフィッシャーの編集による以下の本である。英語版をあげているが、筆者はドイツ語版のみを読んだ。

Renate Fischer / Harlan Lane (eds.): Looking Back, A Reader on the History of Deaf Communities and

their Sign Languages, Signum Verlag / Hamburg, 1993

(2) 日本語版: 聖書、日本聖書協会、1990年、246-247頁。

ドイツ語版: Die Bibel, Herder Verlag / Freiburg, Basel, Wien, 4. Auflage, 1965, S.167

(3) パリ会議及びミラノ会議に関して本稿が参考にした文献は5点ほどある。わけでも、ドイツの Taubenschlag 協会が管理しているインターネット情報は精密で信頼がおける。本稿の引用文は主にそのインターネット上のホームページ版に拠っている。

(4) 「自然な手指法」とは「手話」に当たるが、会議は意識的に「手話」の概念を使用することを回避しているように思われる。「自然な手指法」とは「自然言語」という専門用語を意識した、それゆえに、聾者の言語であることを間接的に認めたとと言える。また、引用にある「発声法」は「口話法」のことであり、「自然な身振り言語」は再び「手話」を回避した言い方であるが、言語レベルの位階を下げた「身振り言語」の概念を使用する姿勢にも口話法主義者の屈折した感情が吐露されている。

(5) 聾者手話（伝統手話、日本手話）と音声対应手話の相克については筆者はすでに論文を書いている。また、言語学的に両者を分析して、客観的学問的に構造化する作業を筆者は行っているし、大学院の講義で紹介しているが、今後はまとまった形で論考を発表したいと思っている。筆者によれば、一方に聾者手話、他方に音声対应手話を定置させるだけに留まり、その真正な言語学的位相は日本も海外諸国もまだ解き明かされていないと考えている。

(6) ベルに関して、筆者は連続講習会では詳論した。ベルが口話法主義者であるにもかかわらず、その生涯は俗説とは多少違う様相であることを具体的に立証した。また、1883年11月13日に「科学国立アカデミー the National Academy of Science」で講演した『人種における聾の変種の形成に関する覚書 Memoir Upon the Creation of a Deaf Variety of the Human Race』というベルの聾教育哲学を何う最高の資料を分析して、その言辞に筆者のような聾・手話関係の研究者は難題を突きつけられ、完璧な回答を、少なくとも筆者は持ち合わせていないことを告白した。ベル分析は日を改めて論説するつもりである。

(7) Donath / Hase / Prillwitz / Wempe (Hg.): Eine Minderheit verschafft sich Gehör, Signum Verlag / Hamburg, 1996, S.187

(8) ebd., 218

(9) 本論の関した引用は学会誌 Das Zeichen からのものである (17.Jg., Nr.65, 2003. S.322-325)

(10) Bernhard.T.Tervoort: Sign Language Research some 35 Years ago, 註(13)文献の11-15頁

(11) 英語版とドイツ語版があるが、読者のため英語版を紹介しておく。

Siegmund Prillwitz / Thomas Vollhaber (eds.): Sign Language Research and Application, Signum Verlag / Hamburg, 1990

(12) 会議は以下の書籍となって公刊された。

Siegmund Prillwitz / Thomas Vollhaber (eds.): Current Trends in European Sign Language Research, Signum Verlag / Hamburg, 1990

(13) シンポジウムも一冊の書籍として刊行された。

W.H.Edmondson / F.Karlsson (eds.): SLR '87, Papers from the Fourth International Symposium on Sign Language Research. Signum Verlag / Hamburg, 1990

(14) Beecken / Keller / Prillwitz / Zienert: Grundkurs Deutsche Gebärdensprache, Signum Verlag / Hamburg, 1999

(15) 邦訳がある。ダフネ・グレイ『ミス・アメリカは聞こえない』、径書房、2000年

(16) 邦訳がある。ノーラ・E・グローズ『みんなが手話で話した島』、築地書館、1991年

(17) 筆者は主に新聞 *Die Zeit*(2002)に掲載された Martin Spiewak / Astrid Viciano 記者による記事『子供の望み』を参照にした。また、東北大学のドイツ語教師 Günske von Köln 氏からビデオ画像による情報を得た。

(18) 手話の記譜 notation は難題である。各国は競って記譜法に真剣である。しかし、筆者はそれほど熱心になれない。それは膏血を絞る割には実りの少ないエネルギーを使いそうな気がするからである。例えば、筆者が研究しているハンブルクの HamNoSis は体系的な構築で有名であるが、誠にややこしい。21世紀の今日、手話画像がビデオであれ CD であれ、書物であれ自由に活用できる。記譜法にエネルギーを消耗するよりも、浅学非才の筆者は他の事に消耗したい。従って、本稿では□で囲み、そこに手話記号の意味の語彙を記載する単純な記譜にした。無論、記譜される語彙は音声言語である。そこには「辞典的意味」と「語用論的意味」の懸隔という新たな言語学上の位相が横たわっている。しかし、その懸隔から解きほぐして、それからやっと記譜に辿り着くには、本稿はあまりに荷が重過ぎる。なお、本稿の手話画像はすべて筆者(野崎)の手になるものである。

(19) 「実現する」の用語を筆者は意図的に使用している。音声言語学であれ手話言語学であれ、あるメッセージが音響のコード・チャンネルや視覚のコード・チャンネルを通して発話行為(speech act / Sprechakt)されることを「実現する(realize / realisieren)」と言う。

(20) 断るまでもないとは思いますが、単に「文法」と記しているが、このときの「文法」とは「受験英文法」とか「初級ドイツ語文法」とかの「文法」ではない。音韻論・形態素から始まって、統語論を経て、意味論・語用論等に到るまでの言語構造のカテゴリー全体を総称する「文法」である。チョムスキーの言う「普遍文法」の「文法」である。

(21) 「文法パラメーター」は筆者独自の用語ではない。英語とドイツ語では grammatical parameter と grammatischer Parameter となるが、これは手話言語学の泰斗であるクリマ Edward Klima やベルギ Ursula Bellugi など、かなりの研究者が使用している。一般には「文法要素」、つまり「要素 component / element」をパラメーターと同義に使用しているが、「媒介」とか「変化」の概念が濃い「パラメーター」の方が手話にはより適合しているように筆者は考えている。

(22) 括弧した語句を中心にソシユールや記号論からの術語を意図的に使用している。それが手話言語研究者としての筆者の存念を簡潔に正確に伝達できると思うからである。これらの用語は本稿を拝読される方は既得の知識だと考えてかまわないであろう。

(2004年10月15日受理)